

みなさん こんにちは、中村です。お元気でご活躍のことと思います。梅雨らしく紫陽花が咲いているのをみかけました。陽気も、昨日は31、今日は18と暑かったり寒かったりで、風邪など召さぬようにお気を付け下さい。

梅雨や冷夏など日本の夏の気候を左右するオホーツク海高気圧は、北欧上空の大気の動きが“種”となり、そのエネルギーがシベリア上空を経て東に伝わることによって生まれることを中村東京大助教授と気象庁の深町さんが突き止めたそうです。オホーツク海高気圧は春から夏にオホーツク海の上に現れる大型高気圧。夏に強まると「やませ」という冷たく湿った北東風を北日本に吹かせ、冷害を起こします。今回の研究は長年の謎だった成因を解明し、予報の精度アップに道を開く画期的成果として注目されているようです。



国税電子申告・納税システム (e - T a x) がスタート

～インターネットを利用して自宅で申告や納税～ (東京国税局Q&Aより)

東京国税局管内では、**平成16年6月**から、インターネットを利用して所得税・法人税・消費税の**申告**、全税目の**納税**、主な**申請・届出**ができるようになります。

e-Taxの利用を希望される方は、平成16年4月以降、開始届出書をご提出ください。

利用方法

インターネット上で本人であることを電子的に証明する**電子証明書**を市区町や法務局(法人)などであらかじめ取得(有料)しておきます。このほか、電子証明書がICカードに格納されている場合には、別途、**ICカードリーダ**を購入する必要があります。

平成16年4月1日以降、税務署に住民票の写しなどの本人確認書類を添えた開始届出書を提出します。

開始届出書を提出いただきますと、後日、税務署から利用者識別番号や暗証番号、e-Taxソフトを送付しますので、この日数を見込んで頂き、お早めに提出して下さい。開始届出書の用紙は、税務署の窓口には備え付けているほか**国税庁ホームページ**(<http://www.nta.go.jp>)からプリントアウトすることもできます。

手続きの種類

e-Taxを利用できるのは、国税に関する申告、納税及び申請・届出等の各手続で、具体的には、次のとおりです。

イ 申告・・・所得税(死亡した場合のいわゆる準確定申告を除きます。以下同じ。)、法人税(連結納税に係る申告を除きます。以下同じ。)
及び消費税(地方消費税を含みます。以下同じ。)に係る申告

ロ 納税・・・全税目に係る納税(源泉所得税の納付や納税証明書の発行のための手数料の納付を含みます。)

ハ 申請・届出等・・・青色申告の承認申請、納税地の異動届及び納税証明書の交付請求などの申請・届出等

なお、利用者の選択により、申告、納税及び申請・届出等のすべてを利用することや申告手続のみなど一部についても利用することができます。

(参考)送信可能な添付書類

所得税・・・○青色申告決算書、収支内訳書○財産及び債務の明細書、所得の内訳書○平成16年分医療の明細書○住宅借入金(取得)等特別
控除額の計算明細書○譲渡所得の内訳書(計算明細書)・土地・建物・○株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

法人税・・・○財務諸表(P/L、B/S、損益金の処分表)○勘定科目内訳明細書○法人事業概況説明書○特別償却の償却限度額の計算明細書

消費税・・・課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表○控除対象仕入税額の計算表○仕入控除税額に関する明細書 (林智美)

シリーズ 建設業Q&A

Q この度当社は本店営業所を移転することになりました。移転登記の手続きはすでに終わりましたが、建設業許可において何か特別に申請する必要があるのでしょうか?もし何か必要な場合、何を準備しておけばよいのでしょうか?

A 所在地を移転された場合、建設業許可所在地変更届が必要になります。基本にご準備していただきたいものは、移転登記が完了からの商業登記簿謄本、新所在地の外観・営業所内部の写真、そして新所在地までの最寄駅からの簡単な案内図が必要になります。登記上の移転ではない場合は先ほどのものに加えて新所在地が自社所有、あるいは賃借しているかによって添付する確認資料が違ってきますので当事務所にご相談ください。建設業許可の他に宅建免許登録・建築士事務所登録などされている場合にも別途所在地変更届けが必要になりますので合わせてお申し付けください。

写真・案内地図等をご準備するのが不安・面倒な場合、当事務所には撮り慣れているスタッフがおりますのでお気軽にお声かけください。
(佐久間)

「トクホ」だから身体にいい?

最近よく耳にする「トクホ」とは、多種多様に販売されていた「いわゆる健康食品」のうち、一定の条件を満たした食品を「保健機能食品」と称することを認める制度で、食品の目的、機能等の違いによって、「特定保健用食品」と「栄養機能食品」の2つのカテゴリーに分類されます。特定保健用食品は、身体の生理学的機能や生物学的活動に影響を与える保健機能成分を含み、食生活において特定の保健の目的で摂取をするものに対し、その効果が期待できる旨の表示をする食品です。食生活が多様化し、しかも多種多様な食品が流通する今日では、その食品の特性を十分に理解し、正しい判断によりその食品を選択し、適切な摂取に努めることが重要です。そのためには、安心して食品の選択ができるよう、適切な情報提供が行われることが不可欠で、一定の規格基準、表示基準等を定めるとともに、正しい情報の提供を行い、適切な食品の選択を行うことができるようにすることを目的として厚生労働省が定めたものです。過剰な期待は間違いのもとです。自分の身体に適したものを選んで健康に役立ててみてはいかがでしょうか。(藤田)

